

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 16 日

都道府県旅行業所管課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更による
緊急事態宣言の一部解除について（周知依頼）

昨日開催されました第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の 8 都道府県を除く、39 県について、緊急事態宣言が解除されました。

変更された「基本的対処方針」では、上記 8 都道府県について、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとされ、それ以外の地域においては、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとされております。総理からも、緊急事態宣言が解除された地域間であっても、県をまたぐ移動については、少なくとも今月中は可能な限り控え、段階的に日常の暮らしを取り戻して頂くよう、発言のあったところです。

つきましては、緊急事態宣言が解除された地域においても、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を行って頂くとともに、業種毎に策定された感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組を行って頂くよう、事業者にも周知の上、適切にご対応頂きますようお願い申し上げます。